

1. 件名：東京都市大学原子力研究所の3条改正に伴う原子炉設置許可の届出に係る設置者ヒアリング

2. 日時：令和2年6月9日（火）13時30分～15時30分

3. 場所：（1）原子力規制庁10階南会議室*

（2）東京都市大学原子力研究所*

※：本ヒアリングは、テレビ会議システムにて実施

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

川末主任安全審査官、上野管理官補佐、山田係員

東京都市大学原子力研究所

東京都市大学原子力研究所 原子炉施設管理室長 他1名

5. 議事要旨

（1）東京都市大学原子力研究所（以下「東京都市大学」という。）から、令和2年4月22日付けで申請のあった設置許可の変更届について資料に基づき説明があった。

（2）上記（1）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の事項について確認を行なった。

- ・ 品質管理基準規則で「個別業務」としているところについて、「個別業務」、「業務」と置き換えているが、これらの違いについて意図的に使い分けをしていることを確認した。
- ・ 文書の管理について、品質管理基準規則で「審査」、「評価」としているところについて、「レビュー」という言葉に置き換えているが、その定義を意図して使い分けをしていることを確認した。

（3）原子力規制庁から以下の内容を伝えた。

- ・ 届出の記載の不備の対応については改めて原子力規制庁で確認をしたのち後日、連絡をする。

6. 配付資料

- ・ 東京都市大学からの配付資料

資料1 東京都市大学原子力研究所「原子炉施設の保安のための業務に関する品質管理に必要な体制の設備に関する事項」の対照表